藤居税理士事務所

TAX NEWS LETTER

2025
6月号

～トピックス～

1．中小企業の新たな保証制度 ～経営安定化への道～
2．税務カレンダー（2025年6月、7月の税務）
3．おススメ書籍のご紹介

経営者の名言シリーズ

自分を開発し、発展していくためには、他人と同じ考え、同じ行動をしてはならない　　盛田昭夫（ソニー共同創業者）

※経営者100の言葉より引用

中小企業の新たな保証制度 ～経営安定化への道～

◆中小企業の新たな保証制度

2025年3月14日、中小企業庁は物価高や人手不足などの影響を受ける中小企業者向けに、新たな保証制度の取扱いを開始しました。 これは、原材料の価格高騰や人手不足に直面する中小企業者を支援するため、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせ、金融仲介機能の強化を図るものです。これにより、省力化投資を促進し、経営の安定や事業の発展を後押しします。この保証制度は3年間の時限措置として、2028年3月末まで実施されます。

◆制度の詳細と申請要件

協調支援型特別保証制度の対象となるのは、以下のいずれかの要件を満たす中小企業者です。一つ目は、申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と同時に、その融資額の1割以上のプロパー融資を受けること。二つ目は、申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画を策定し、その実行および進捗を報告することです。

保証限度額は2億8,000万円で、保証期間は一括返済の場合1年以内、分割返済の場合10年以内と設定されています。また、保証料率は0.45%から1.90%の範囲で、保証申込日に応じて国からの保証料補助が受けられます。

◆経営改善サポート保証制度の強化

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高、人手不足などで厳しい状況にある中小企業者向けに、「経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）」制度が開始されます。これは、経営サポート会議や中小企業再生支援協議会等の支援を受けて作成した再生計画等に基づき、事業再生を実行するための資金借入を保証するものです。

保証限度額は2億8,000万円で、保証料率は0.3%、保証期間は最長15年と設定されています。これらの新たな保証制度は、経営環境の変化に柔軟に対応し、持続的な発展を目指す中小企業者にとって大きな支えとなるでしょう。特に、省力化投資や経営改善に取り組む際の資金調達手段として、これらの制度を積極的に活用することが期待されます。

詳細な情報や申請手続きについては、各信用保証協会や中小企業庁の公式ウェブサイトを参照し、早めの対応を心掛けることが重要です。

記事提供元：ゆりかご倶楽部「税務会計トピックス」

2025年6月の税務

6月10日
●5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～当年5月分）の納付

6月16日
●所得税の予定納税額の通知

6月30日
●4月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
●10月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
●消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
●消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞
●国外財産調書・財産債務調書の提出

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第１期分）（6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日）

2025年7月の税務

7月10日
●6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）

7月15日
●所得税の予定納税額の減額申請

7月31日
●所得税の予定納税額の納付（第1期分）
●5月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
●11月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
●消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
●消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付（7月中において市町村の条例で定める日）

おススメ書籍のご紹介

目標を「達成する人」と「達成しない人」の習慣

ジャンル	スキルアップ・キャリア　自己啓発・マインド　生産性・時間管理
著者	嶋津良智
出版社	明日香出版社
出版日	2014年01月24日
評点	総合 3.7　明瞭性 4.0　革新性 3.0　応用性 4.0

ビジネスの世界では、同じ環境にいながらも、目標を確実に達成する人とそうでない人がいる。その違いは一体どこにあるのだろうか。本書では、主に「目標を達成する人」の思考や行動習慣に触れ、その問いに答えていく。
要約者が「なるほど」と思ったのは、目標を達成する人は妥協できることとできないことを明確に区別し、「妥協できない」と決めたことは、誰に何を言われても貫くという点だ。また、「時間割を先につくる」という習慣も印象的だった。仕事のタスクリストをつくる人は多いが、タスク単位では「どれだけ時間がかかるか」の管理が難しい。目標を達成する人は先に時間割を組み、「この時間にはこれをやる」と決めてしまうのだという。

本書では、目標を達成する人としない人の違いが対比的に紹介されている。「頑張っているのに結果が出ない」「いつもあと少しで目標に届かない」と感じる人にとって、自分に何が足りていないのかを知るバロメーターにもなるだろう。
ビジネスにおいて、「目標達成」は義務である。確実に目標を達成したいと考えるなら、ぜひ本書を手に取ってほしい。

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら
flier

◆◇◆詳細が気になった方は、
「フライヤー」をご利用ください◆◇◆

藤居税理士事務所
〒542-0081
大阪府大阪市中央区南船場2-3-4 日宝長堀ビル405
TEL：06-4256-4489　E-Mail：info@taxfujii.com
WEB：https://www.taxfujii.com